

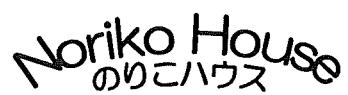
『介護予防認知症対応型共同生活介護事業所』

『認知症対応型共同生活事業所』

『介護予防小規模多機能型居宅介護事業所』

『小規模多機能型居宅介護事業所』

高齢者虐待防止のための指針



株式会社 GAKUSAN
恵庭市駒場町 6 丁目 1-1

高齢者虐待防止のための指針

1. 高齢者虐待防止に関する基本的な考え方

虐待は、高齢者の尊厳の保持や、人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待の防止のために必要な措置を講じなければなりません。

のりこハウスでは、利用者及び入居者（以下『利用者』で統一）への虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、すべての職員は本指針に従い、業務に当たることといたします。

2. 虐待の定義

(1) 身体的虐待

暴力行為等で利用者の身体に外傷や痛みを与える若しくはそのおそれのある行為を加えること、または正当な理由なく身体を拘束すること。

(2) 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

意図的であるか、結果的であるかを問わず、行うべきサービスの提供を放棄または放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。

(3) 心理的虐待

脅しや屈辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって利用者に精神的、情緒的な苦痛を与えること。

(4) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をするまたは利用者にわいせつな行為をさせること。

(5) 経済的虐待

利用者の合意なしに財産または金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

3. 虐待防止に向けた体制

(1) 高齢者虐待防止委員会の設置

のりこハウスでは、虐待防止に向けて高齢者虐待防止委員会を設置するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定めることとする。

① 設置目的

虐待と虐待と疑われる事案の防止および早期発見を図る。

② 高齢者虐待防止委員会の構成委員

医師・施設長・管理者・計画作成担当者・介護職員・事務次長・事務次長補佐

③ 高齢者虐待防止委員会の開催

6カ月に1回の定期開催、及び必要時。

④ 高齢者虐待防止担当者の選任

高齢者虐待防止担当者は、管理者とする。

4. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

従業員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とする。

- (1) 年2回以上の研修実施
- (2) 新任者への研修の実施

5. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待等が発生した場合は、速やかにしに報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認、虐待者が従業員であった場合は厳正に対処する。
- (2) 緊急性の高い場合は、市および警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

6. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

- (1) 利用者、利用者家族、従業員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応する。相談窓口は高齢者虐待防止担当者とする。
- (2) 利用者の居宅において虐待等が発生した場合は、関係機関に報告し、速やかな解決につながるよう努める。
- (3) 事業所内で虐待等が発生した場合は、高齢者虐待防止担当者に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
- (4) 事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、従業員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、委員会および高齢者虐待防止担当者は従業員に対し早期発見に努めるよう促す。
- (5) 事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに委員会を開催し事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報する。

7. 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて行政機関等の関係窓口、身元引受人等と連携の上、成年後見制度の利用を支援する。

8. 虐待等に係る苦情解決方法

- (1) 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受付内容を管理者に報告する。
- (2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報取り扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。
- (3) 対応の結果は相談者にも報告する。

9. 利用者等に対する指針の閲覧

従業員、利用者及びその家族をはじめ、外部の者に対しても、本指針をいつでも閲覧できるよう、事務室等に備え付ける。また、事業所ホームページにも公開する。

10. そのほか虐待防止の推進のために必要な事項

権利擁護および高齢者虐待防止等のための内部研修ほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。

<付則>

本指針は、令和6年4月1日より施行する。